

議案第 4 7 号

日出町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部改正について

日出町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定
める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 6 月 7 日 提 出

日出町長 本 田 博 文

日出町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例

日出町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定
める条例（平成 2 6 年日出町条例第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

第 4 4 条第 4 項第 1 号中「第 2 4 条第 3 項」の次に「(同法第 7 3 条第 1 項の
規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を加え、同条第 5 項中「行う者」
を「行う施設」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

特定地域型保育事業者が連携協力を行う施設に関し用語を整理したいので提

出する。